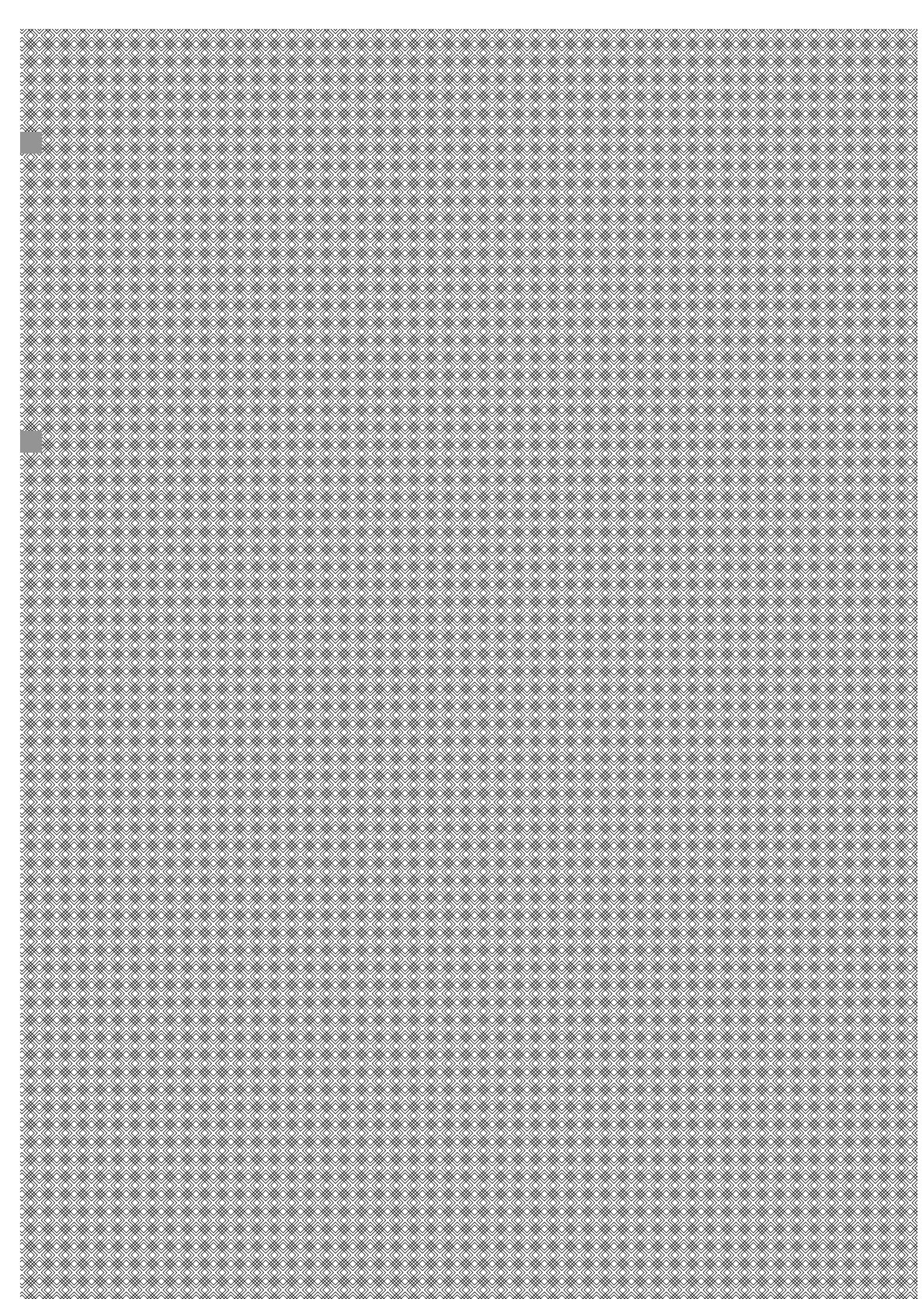


Z—72—C

所得税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「C1～C8」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



[第一問] — 50 点 —

問 1 次の(1)及び(2)について説明しなさい。

(注 1) 各所得及び所得控除の概要についての説明は要しない。

(注 2) 租税条約に関する事項は考慮する必要はない。

(1) 日本国籍を有しない A は、令和 2 年 5 月 1 日に日本に初めて入国し、現在まで引き続き日本国内に住所を有している。A が令和 4 年 12 月 31 日まで引き続き日本に住所を有し、令和 4 年分の確定申告をする場合、所得税法上、A は、居住者(非永住者以外の居住者)、居住者(非永住者)又は非居住者のいずれに該当するか、その理由も併せて説明しなさい。

また、その場合の A の課税所得の範囲及び申告において適用される所得控除の種類について説明しなさい。

(2) 日本国籍を有しない B は、内国法人 C 社に 15 年間勤務していたが、令和 3 年 12 月に 5 年間の予定で C 社の海外支店に勤務となり、納税管理人を定めて出国した。B は、日本勤務中に住んでいた自宅を令和 4 年 1 月から C 社へ社宅として賃貸し、C 社から賃貸料を得ている。

この場合、B の令和 4 年分の確定申告等について、以下の①～③の事項をそれぞれ説明しなさい。

なお、B は、出国後、日本国内に住所及び居所を有しておらず、国内に親族や上記自宅以外の資産を有していない。

① B は、居住者(非永住者以外の居住者)、居住者(非永住者)又は非居住者のいずれに該当するか、その理由も併せて説明しなさい。

② B が得る賃貸料について、課税方法を説明しなさい。

③ B の申告において適用される所得控除の種類について説明しなさい。

問 2 純損失の繰戻しによる還付請求について、制度の概要(適用要件及び還付請求をする際の手続を含む。)を説明しなさい。なお、解答に当たっては、事業の廃止があった場合の還付請求についても説明すること。

〔第二問〕 — 50 点 —

【解答に当たっての注意点】

- 1 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。解答する金額が「0」の場合は、その理由を「計算過程」欄に記入することとする。また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げることとする。
- 2 問題文では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。
- 3 「I 各種所得の金額」の譲渡所得の解答に当たっては、計算過程欄にある「店舗併用住宅の総収入金額、取得費、譲渡費用の区分計算表」をまず作成し、その後に譲渡損益の計算を行うこととする。譲渡所得の特例の適用に当たり、有利不利の判断が必要な場合には、譲渡所得の計算過程に明示することとする。
- 4 答案用紙「区分」欄の「()所得」の中には、所得の区分を記載することとする。

問 青色申告者である居住者甲(65歳)の令和4年(以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は、以下の【資料I】から【資料VI】までのとおりである。

これらの資料に基づき、「I 各種所得の金額」、「II 課税標準額」、「III 所得控除額」、「IV 課税所得額」、「V 税額及び税額控除額等」の計算過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を計算しなさい。

なお、譲渡所得の特例に関し必要な申請及び確認資料等の交付は適正に行われているものとし、消費税等について考慮する必要はない。

確定申告書は、取引を正規の簿記の原則に基づく貸借対照表及び損益計算書とともに法定申告期限までにe-Taxにより提出が行われるものとする。

【資料 I】

1 甲は本年 1 月 31 日に甲の母から相続したアパート(8 室 : 事業的規模以外に該当する)を、賃貸の用に供している。この賃貸に関し作成した損益計算書は次のとおりである。

なお、家賃は翌月分を当月末日までに受領する契約で、甲の母の準確定申告は家賃の契約による支払日を収入計上時期として適正に行われており、甲は期間対応によって収入計上を行うものとする。

損 益 計 算 書

	自令和 4 年 2 月 1 日	至令和 4 年 12 月 31 日	(単位 : 円)
租税公課	3,662,000	家賃収入	7,600,000
その他諸経費	1,354,000	雑収入	500,000
当年利益	<u>3,084,000</u>		
	<u>8,100,000</u>		<u>8,100,000</u>

2 甲の母の相続人は甲と甲の姉の 2 名であり、全ての財産及び債務について遺産分割協議が本年 3 月 31 日に確定し、アパートは本年 4 月に甲へ相続による所有権移転登記が行われている。

3 損益計算書上の家賃収入には、次のものが含まれている。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 本年 2 月分家賃 | 800,000 円 |
| (2) 本年 3 月分家賃 | 800,000 円 |
| (3) 翌年 1 月分家賃 | 720,000 円 |
| (4) 前年の未収家賃の回収額 | 100,000 円 |

4 損益計算書上の雑収入には、次のものが含まれている。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 損害保険金収入 | 200,000 円 |
| 本年 8 月の台風で壊れた物置の損害を補填するためのものである。再調達に要する費用は 400,000 円(時価ベースの損失額)であるが、年末までに設置工事が完了していない。 | |
| (2) 修繕負担金 | 70,000 円 |
| 本年 6 月に退去した部屋の原状回復費用のうち賃借人の負担額 | |
| (3) 敷金 | 160,000 円 |
| 本年 7 月に入居があった部屋に係る敷金であり、退去時に半分は償却する契約となっている。 | |

5 損益計算書上の租税公課には、次のものが含まれているが、それ以外は甲の必要経費として適正に計算されたものである。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) アパートに係る相続による所有権移転登記費用 | 350,000 円 |
| (2) 甲の母の準確定申告に係る所得税等 | 2,100,000 円 |

6 損益計算書上のその他諸経費には、次のものが含まれているが、それ以外は甲の必要経費として適正に計算されたものである。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 本年 8 月の台風で全壊した物置の後片付け費用 | 70,000 円 |
| (2) 本年 6 月に退去した部屋の原状回復費用 | 200,000 円 |
| (3) 未収家賃の貸倒損失 | 400,000 円 |

令和 2 年分の未収家賃を相続により承継したものであり、滞納者の破産手続開始の決定に伴い回収不能が本年に確定した。

7 甲の母から相続したアパートに係る減価償却に関する資料は、次のとおりである。

種類	取得・事業供用日	取得価額	耐用年数	未償却残高
建物	平成 24 年 3 月 31 日	20,000,000 円	22 年	11,796,668 円
附属設備	平成 24 年 3 月 31 日	5,200,000 円	15 年	2,093,434 円
物置	平成 24 年 2 月 15 日	350,000 円	15 年	138,950 円

(注) 甲はアパートの賃貸に係る減価償却資産の減価償却方法について定率法の選定の届出を適正に行っている。未償却残高は、甲の母の準確定申告書に記載された本年 1 月末日のものである。なお、物置は器具備品に該当し、本年 8 月に台風により全壊している。

【資料Ⅱ】

1 甲は寿司店を経営していたが、いわゆる等価交換方式によるマンション(租税特別措置法第 37 条の 5 に規定する中高層耐火共同住宅に該当)建設のため、店舗併用住宅及びその敷地をデベロッパーに売却し、本年 7 月末に閉店している。

2 この寿司店に関し作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書

自令和 4 年 1 月 1 日 至令和 4 年 7 月 31 日 (単位: 円)

仕入高	3,662,000	売上高	13,200,000
給与手当	3,354,000	雑収入	5,000,000
その他の経費	6,584,000		
当年利益	<u>4,600,000</u>		
	<u>18,200,000</u>		<u>18,200,000</u>

3 売上高には、次のものが含まれていない。

- (1) 自家消費

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、本年 1 月に休業した際に自家消費した食品の

販売価額は 756,000 円、仕入原価は 500,000 円である。

(2) 在庫処分

閉店時に冷凍マグロを近所の住民に 20,000 円で販売している。この冷凍マグロの販売価額は 60,000 円であり、仕入原価は 40,000 円であった。冷凍マグロの劣化はないものとする。

4 雑収入には、本年中に支給が確定した次のものが含まれている。

(1) 雇用調整助成金 200,000 円

休業に伴い従業員の前年分の給与を補填するためのもので、本年 1 月に申請を行ったものである。事前の休業等計画届の提出は行われていない。

(2) 事業廃止に伴い小規模企業共済の第 1 種共済制度に基づき支給された共済金 1,477,500 円
源泉所得税等 7,500 円及び特別徴収住民税 15,000 円が控除された金額である。

なお、この共済契約は令和元年 9 月 1 日に加入したもので、本年 7 月末までの払込掛金の総額は 1,420,000 円である。

(3) 業務用冷蔵庫の売却代金 300,000 円

甲が本年 1 月 10 日に 450,000 円で購入したものを、本年 7 月 10 日に同業者へ売却している。この冷蔵庫の購入時に、運送費及び設置費用 50,000 円とともに、合計 500,000 円を現金で支払っているが、損益計算書には計上されていない。業務用冷蔵庫は器具備品に該当し、耐用年数は 6 年である。

(4) 所得補償保険金 260,000 円

甲の盲腸の手術のため、本年 6 月に休業したことにより支払を受けたものである。

(5) 中小企業倒産防止共済の解約金 700,000 円

この共済契約は令和元年 6 月 1 日に加入したもので、本年 7 月末までの払込掛金の総額は 695,000 円である。

(6) 養老保険の満期保険金 2,000,000 円

この保険契約は甲を被保険者とする 20 年満期の養老保険であり、保険料は全額甲が負担をしている。払込保険料の総額は 1,600,000 円である。

5 仕入高は本年の食材仕入れに係るものであり、前年末の棚卸高 200,000 円は未処理である。

6 給与手当には甲の配偶者に対する青色事業専従者給与 3,000,000 円が含まれているが、甲はこの支払を失念し、本年末時点で未払である。

7 その他の経費には、本年中に支払った次のものが含まれている。

(1) 本年分の中小企業倒産防止共済の掛金 100,000 円

(2) 本年分の小規模企業共済第 1 種共済契約の掛金 30,000 円

(3) 売掛金の回収不能額(取引停止後 1 年以上経過) 80,000 円

(4) 本年分の所得補償保険の保険料 50,000 円

8 減価償却に関する事項は、次のとおりである。

種類	取得・事業供用日	取得価額	耐用年数	事業供用割合	前年末未償却残高
建物	平成 15 年 8 月 1 日	70,000,000 円	22 年	30 %	13,918,334 円

(注) 甲は寿司店に係る減価償却資産の償却方法について、選定の届出を行っていない。

前年末未償却残高は、事業供用割合を 100 % として計算した減価償却費の累積額を取得価額から控除したものである。

【資料Ⅲ】

- 1 甲は本年 9 月に東京都特別区(地域再生法第 5 条に規定する集中地域に該当)に所在する店舗併用住宅(床面積 300 m²)及びその敷地(地積 295 m²)を乙社に 100,000,000 円(内訳は建物 10,000,000 円、土地 90,000,000 円)で売却している。甲は売買代金のうち 60,000,000 円を現金で、残額分として乙社が甲の譲渡した土地の上に建設する中高層のマンションの 1 部屋(内訳は建物 36,000,000 円、土地 4,000,000 円である。)を、1 年後に取得する予定である。甲は甲の配偶者と甲の姉とともに老人ホームに入所する予定であり、取得するマンションは賃貸する予定である。
- 2 この譲渡に係る譲渡費用は 3,000,000 円であった。
- 3 土地は昭和 45 年に甲の母が取得したものであり、取得費は不明である。
- 4 店舗併用住宅及びその敷地は甲と甲の母の居住用に供されており、土地は甲が甲の母から相続している。

【資料IV】

甲はA証券会社とB証券会社に特定口座を開設し、株式の売買等を行っている。これらの特定口座は、株式の売買についても源泉徴収を行う申請が行われている。本年分の年間取引報告書の主要記載事項は次のとおりである。

1 A証券会社(源泉徴収口座)

区分	金額	源泉所得税等
上場株式の譲渡所得	2,000,000円	306,300円
配当所得	500,000円	76,575円

2 B証券会社(源泉徴収口座)

区分	金額	源泉所得税等
上場株式の譲渡所得	△1,800,000円	0円
配当所得	700,000円	0円
利子所得	100,000円	0円
損益通算後	△1,000,000円	還付額 122,520円

配当所得は全て剩余金の配当であり、元本取得に要した負債利子はない。また、利子所得は特定公社債の利息である。

【資料V】

甲は昨年国外にあるゴルフ場の会員権を売却し、本年に外国所得税等を5,000,000円納税した。前年から繰り越された外国税額控除の繰越余裕額は5,100,000円である。なお、本年における国外所得金額はなかった。

【資料VI】

1 甲が本年中に支払った医療費は、次のとおりである。なお、医療費控除の特例は、適用しないこととする。

(1) 甲の盲腸の治療に係る医療費 250,000円

この入院に伴い高額医療の還付を令和5年2月1日に80,000円受けている。

(2) 甲の母の治療に係る医療費 400,000円

このうち100,000円は相続税の債務控除の対象としている。

2 甲が本年中に直接支払った保険料は、次のとおりである。

(1) 甲の介護保険料 72,000円

(2) 甲の国民健康保険料 240,000円

(3) 甲の母の後期高齢保険料 75,000円

(4) 甲を年金の受取人とした個人年金保険料(新保険料に該当)	30,000 円
(5) 甲の養老保険の保険料(旧保険料に該当)	21,000 円

3 甲は令和3年中にふるさと納税を550,000円(うち230,000円はふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けている。)を行い、総額の30%相当額の返戻品を受け取っている。

4 甲と生計を一にし、かつ、同居する親族の状況は、次のとおりである。

- (1) 甲の配偶者(63歳)は、甲の事業に専ら従事していた。
- (2) 甲の母(99歳)は、特別障害者に該当し、遺族年金収入は500,000円(うち甲の母の死亡後に甲に支給された未支給年金125,000円が含まれている。)、本年分のアパートに係る不動産所得は150,000円、上場株式の配当は600,000円であったが、準確定申告において前年からの株式の譲渡損失の繰越控除450,000円を行い、配当に係る源泉徴収の全額の還付を受けている。
- (3) 甲の姉(67歳)は障害者に該当し、無職で所得はない。

〔参考資料〕

1 減価償却資産の償却率表(抄)

耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
	旧定額法 の償却率	定額法の 償却率	旧定率法 の償却率	250 % 定率法			200 % 定率法		
				償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
33年	0.031	0.031	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
22年	0.046	0.046	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182
15年	0.066	0.067	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
6年	0.166	0.167	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911

2 所得税率

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から1,949,000円まで	5 %	0円
1,950,000円から3,299,000円まで	10 %	97,500円
3,300,000円から6,949,000円まで	20 %	427,500円
6,950,000円から8,999,000円まで	23 %	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33 %	1,536,000円
18,000,000円から39,999,000円まで	40 %	2,796,000円
40,000,000円以上	45 %	4,796,000円